

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十四号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十二年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十三年四月一日」を「平成二十五年七月一日」に、「百分の十」を「百分の二十」に、「百分の七・五」を「百分の十五」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第三項中「の百分の五十に相当する額」を「に百分の五十を乗じた額を減じた額」に、「額）減じた額」を「額）」に改める。

第二条第一項中「百分の五」を「百分の十」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。